

より円滑な資金繰りをサポートします！

～平成30年4月から新しい信用保証制度がスタートします～



代表者個人も
新しく対象に！



事業承継

全国規模の
危機時



迅速に対応！



保証限度額を
大幅に拡充！



小規模
事業者

創業



保証限度額を
倍増！

「信用保証制度」とは、中小企業者の皆様が事業資金を借り入れるときに、全国の「信用保証協会」が、公的な保証人になることにより資金調達を容易にし、資金繰りの円滑化を図ることを目的とした制度です。